

フェンキノトリオンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について（案）

1. 実施期間 平成28年12月14日～平成29年1月12日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. コメントの概要及びそれに対する食品安全委員会農薬専門調査会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会農薬専門調査会の回答
<p>(意見)</p> <p>残留試験は、水稲しか実施されておらず、玄米の6事例で、その最大残留値はすべて、フェンキノトリオン<0.01ppm、代謝物M2が<0.02ppmである。このことを踏まえ、推定摂取量は算出されていない。残留基準は、代謝物M2を含め0.03ppmより低値にするよう厚労省に申し入れるべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>ラットの2年間発がん性試験で、角膜扁平上皮癌が認められ、非遺伝毒性メカニズムとされたが、他の発がん物質や放射能の影響、すでにガンを発症している患者への影響が不明であり、出来るだけ、摂取しないことが望まれる。そのため、残留基準は低値にすべきである。</p>	<p>(回答)</p> <p>食品安全委員会農薬専門調査会は、ラットの2年間発がん性試験〔評価書11.(3)〕で認められた角膜扁平上皮癌の発生機序は、遺伝毒性によるものとは考え難いことから、評価に当たり閾値を設定できると考えました。</p> <p>一日摂取許容量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)の設定に当たっては、ヒトの個体差も考慮されており、これらに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保され则认为しています。</p> <p>ご指摘いただいた事項については厚生労働省に情報提供いたします。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。